

プロ劇団用の脚本をいただけるということでしたので、市民劇団がさらに今回のいただける脚本によって市民劇団の発足が早まり、さらに活動が活発化していくというふうに考えております。

この1,000万円が私は決してむだというふうに思っておりませんし、この脚本は対馬物語ということで、対馬を題材にして当然まだ今後も存在はしていくわけですし、その六、七千万円の捻出をする方法を考えながら、対馬がこのようなオンリーワンの島であるという部分を明確に日本中に打ち出す方法としては、財産になるものというふうに考えております。

○議長（作元 義文君） 時間になりましたので……

○議員（10番 小宮 教義君） 最後ですね。予算というのをさっきから何度も言いますが、その結果までを見ての予算を組まなきゃいけないんですよ。先ほどの話ですと、今のところは市民劇団だけで終わります、これは。予算づけはされないんだから。そういうその予算の組み方、何て言いますか、全体的なものを見て、ただそのときだけを予算を組むというのではなくて、やはりどれだけかかるんだからこれだけの経費を見てから組むというふうなことをして組めば、この1,000万円はほかにも使えるわけですよ、いくらでも。そういう組み方に疑問を抱きませんか、自分自身が。

回答で終わります。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 財産を取得する手法としては、私は文化を、そしてそこで芽生えさせていくためには、大切なこれはものになるというふうに思っております。決してむだ遣いというふうな考えでおりませんし、そこは見解の相違だろうと思います。

○議員（10番 小宮 教義君） はい、全くむだでございます。

○議長（作元 義文君） これで10番議員の質問は終わりました。

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。再開を、2時10分から再開します。

午後1時56分休憩

午後2時09分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。次に、1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） こんにちは。会派清風会の脇本です。通告した2点について質問をいたします。

1番、海岸漂着ごみ対策について、（1）地域グリーンニューディール基金を活用した取り組みについて、①回収計画策定までの経緯について、最終的には、対馬全域を漁業集落単位で区切り、おのおの漁業集落のみと契約をした経緯について答弁を求めます。②予算の執行状況及び

その内訳概要について答弁を求めます。③回収ごみの当初予測と実績をおのおの総量と回収種類別に答弁を求めます。④回収ごみの処分方法及び進捗状況について答弁を求めます。

(2) 本年度実施を踏まえた課題及びその解決策について、本年度の漁業集落と委託契約をした手法を、特に次の3点において、私は大きく評価はしています。

第1に、離島漁業再生交付金事業等で、漂着ごみ回収経験のある組織を活用し、漁船を仕立ててまで実施できたおかげで、その他の手法では、回収できないほどの大量のごみを、短期間で回収できたこと。第2、業者発注では見積もりを取らざるを得ず、見積もり費用に係る上に、しけで無意味になる可能性を回避できたこと。第3に、回収者に日当が直接わたり、景気対策としても効果が上がったこと。さらに、この大規模事業を担当者2名で迅速に実施した点は大きく評価されなければならないと思います。

しかし、1月30日付のこの長崎新聞の「日当支給に疑問の声」との記事や、環境省がまとめた「漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査地域検討会（長崎県）報告書」で挙げられている課題については、真摯にできるだけ早く改善策を講じる必要があると思います。

そこで、以下の3つの課題の改善策について答弁を求めます。

①NPOやボランティア団体との協働関係の構築について、日当制による回収事業はやっと対馬に芽生え始めたボランティア活動の機運を後退させてしまったとの指摘が上がっています。また、前述の「地域検討会報告書」では、「ボランティアによる回収を行う場合には、地元NPO法人は資材や運営費の確保に困窮している。また、行政との協力関係が十分に機能していない」「行政及び民間団体の清掃計画の共有化と効果的な広報が不十分である」ことが課題として指摘されています。

「海岸漂着物処理推進法」は、国と地方自治体に、海岸清掃に携わるNPOとの連携、支援を求めています。しかし、そもそも当該基金の要綱にNPOへの補助金を支出する規定がないことなど不備が見受けられます。県や環境省に追加修正を強く要望する必要があると思います。いつまでも多額の基金をあてにできるわけがありません。担当部課長も先日の豊重氏らのNPOリーダーセミナーに出席するなど研鑽を積んでおられるようです。ボランティアの育成なくして漂着ごみ回収問題は解決できないでしょう。

先月16日に長崎県海岸漂着物対策推進協議会会長の糸山景大長崎大学名誉教授にアドバイスをいただくため長崎大学まで行ってまいりました。糸山名誉教授による今回の対馬市の手法に対する評価は、長短ともに私とほぼ同様でありました。その上で、「行政と民間が協働で対策を練り上げていくプラットフォームのような協議会を早い段階で設けることが必要であったのに、対馬市はそのような取り組みが十分できなかったのが残念だ」との御指摘をいただきました。済んだことを悔やんでも仕方ありません。これからどのようにしてプラットフォームを構築しようとし

ているのか、答弁を求めます。

②業者への発注や失業者の雇用など、漁業集落やボランティアの活用以外の手法を検討していくつもりがあるかについて答弁を求めます。

③県及びほかの地方公共団体と連携した啓蒙活動の展開について、糸山名誉教授はことしの秋に漂着ごみ回収に携わる県下関係者が長崎市内に集結し、ノウハウを発表し合う会合を企画しており、「上五島のK、長崎のN、壱岐のI、五島のG、平戸のH、対馬のTで『環境KNIGHT連携隊』を結成したい。そのときには、県内だけではなく対馬が全国のモデルになってほしい」との激励も受けました。行政もNPOもそれぞれの言い分はあると思いますが、「対馬の海をきれいにしたい」との思いは一致しているはずで、この連携隊に官民が協力して参加できる環境を整える努力をしていただきたいと思います。市長の見解について答弁を求めます。

(3) 漂着ごみ前処理施設について、①当該施設の稼働状況について答弁を求めます。②発砲ごみ以外の処理方法の改善策について答弁を求めます。

大きな2番、国際交流拠点の整備状況及び計画について、(1) 対中国木材輸出事業の進捗状況について答弁を求めます。(2) 国際交流の発展に向けた各港湾の整備計画について、①厳原国際ターミナルの旅客通路改善の計画及び進捗状況について、②重要港湾としてふさわしい港湾に向けた整備計画策定について、この2点については、通告後の資料提供と説明で詳しい説明を受けました。ある程度理解ができましたので、これ以上の詳細は口頭での答弁だけでは理解が深まらないと思われます。また、指摘事項についてもわざわざ市長の答弁をもらうまでもなく、担当部課長段階で検討でとりあえず十分と判断し、質問を割愛します。①②。

③比田勝港の国際ターミナル整備の計画及び進捗状況についても同様の理由で質問を割愛しますが、比田勝港湾整備促進協議会のあり方、特に委員の選任に限って、前回の協議会の際に指摘した議題にふさわしい委員への入れかえやオブザーバー招集等、いわゆるステイクホルダーの意見をいかに反映しているか、答弁を求めます。

④その他の不開港の利活用について、今回は舟志港湾と峰港湾についてのみ答弁を求めます。

以上です。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 協本議員の御質問にお答えさせていただきます。

漂着ごみ対策の分でございますが、これにつきましては、今年度グリーンニューディール事業として漁業集落の皆様が一生懸命取り組んでいただいた結果、私の方にも直接海岸を眺められた方から、昨年と違ってきれいになったというふうに喜んである声が届いておりました。

で、それまで離島漁業再生支援交付金を活用して漂着ごみの処理をずっとやっていたわけですが、それ以上に、今回のグリーンニューディール事業では取り組ませていただきました。

今評価をいただいた部分がありましたけれども、その交付金で、以前の交付金で取り組んでいた関係、そういう漂着ごみの処理に皆さんが慣れてある部分を勘案し、漁業集落の方にお問い合わせをしてこういう結果になった次第です。

ところが、そういう中で1月30日でしたか、長崎新聞の方で、全紙を使われてこの問題について記事になっておりました。その後段では、市民協働の部分と事業との乖離ということだろうというふうに読ませていただきましたけれども、現時点において法が書いてある部分と、それからこのグリーンニューディール基金事業での事業の方針とが乖離が見られるというふうに思います。確かにそこについては法に則っていない部分というのは埋めていっていただかざるを得ないということだと思っております。

ただし、今回につきましては、今までの漁業集落の方々がこの問題について今まで取り組んできて、そして慣れてあるということでそちらに話を持っていった次第でございます。結果、8,000の方が参加していただき、トン袋で1万3,000個の漂着ごみの回収をすることができたところであります。

この1万3,000個の内訳ということが先ほどありました。すべて何個という、単位は個ということで御理解ください。発砲スチロールで5,403個、廃プラスチックで2,967個、漁網とかロープ類で2,032個、ペットボトル等で547個、瓶類で146個、木くずということで1,692個、その他冷蔵庫とかドラム缶とかというので223個という回収成果でございました。

今後の問題としまして、その糸山先生ですか、がおっしゃられるプラットホームの構築が必要なんではないかというお話であります。特にこの漂着ごみにつきましては、南西諸島からこの対馬にかけてが大変ひどうございますが、特に私は対馬が限りなく多量だったと思います。そういう意味において漁業集落の方々に力を出していただかないと、今あるNPOの数ではとてもじゃありませんけど処理ができるような量ではなかったというふうに思います。これは人海戦術で一気呵成にやったがためにこれだけきれいになったというふうに思います。しかし、この漂着ごみについては恐らくこれからさきもずっと打ち寄せてくるであろうと思います。

この何十年そのままに放置、そのままとは言いませんけれども、とりにくいところはとってなかった分もありますので、放置していた部分がありました。で、今後それらについてもどのように処理をしていけばよいのかということについては、市民の皆さん、それから特に漁業集落の方々、そしてこのこれにかかわるNPOの方とともにそのあたりのつくり込みというのは大切かと思えます。

そういう意味において、国の事業等についてこれから先もこういう問題があると、法と事業に乖離がありますよという話はないでいきたいというふうに思います。

それと、漂着ごみの前処理施設の稼働状況ですね、これでございますが、昨年8月より臨時職員を雇用して発砲スチロールの油化に取り組んでおります。漂着ごみの発砲スチロールの場合、不純物や異物が混入をしているため、利用先であります対馬海峡漁火の湯では、油化装置の精製には試行錯誤がまだ続いている状況です。このスチレン油の純度を高めるろ過装置の改善を行っているところであります。ただいま運転を、フィルター交換と言いますか、改善のために休止をしている状況であります。

それから、発砲ごみ以外の処理方法の改善策についての御質問がございました。この漂着ごみのリサイクルが進まないのには3つの大きな要因があります。1つは分別作業にコストがかかり過ぎるという問題、2つ目がリサイクル原料としての安定的な確保というものが難しいと、3つ目が再生原料を使用するメリットが弱いと、現時点においてはですね、ことが上げられます。

いずれにいたしましても、効率的、効果的な視点を持って可能な限り、島内でのリサイクルの可能性を探りながら、引き続き関係機関並びに、議員はステイクホルダーだとおっしゃいましたが、そのような方々との助言を受けながら調査研究を行っていきたいというふうに思います。

次に、対中国の木材輸出事業の進捗状況の御質問がございました。

現在、民間業者の方で日本の貿易会社を通じて月平均200立米程度、ヒノキのラミナ材を輸出しているということはこちらも承知しているところでございます。

また、この3月の末ごろに林野庁長官と中国の国家林業局長をトップとした日中林業トップ会談が予定されております。その随行者のうち6名がこの3月26日に対馬の間伐の現場を視察にお見えになるという予定にもなっております。今後につきましては、3月4日に日本貿易振興機構、俗に言う、通称ジェトロでございますが、こちらの長崎貿易センター主催による中国、韓国の木材市場の現状と日本からの輸出の注意点と題してセミナーが開催されましたので、担当職員を派遣して貿易に関する情報収集を行っております。

このような情報収集も今後も積み重ね、あらゆる面から検討してまいりたいと思っております。島内の林業振興のために一つずつ問題を解決し、対馬材の国外輸出に向けて最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

この中国、それから朝、三山議員の方からございました韓国に向けてのこの木材輸出に関しましては、行政サイドだけではなく、できれば議会の皆様と連携しながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

次に、国際交流の絡みの港湾の関係でございましたが、比田勝港湾整備計画促進協議会の件でございました。21年の10月13日に脇本議員も出席され、協議会が開催はされております。現在の国内ターミナルが国際ターミナルに、網代の新岸壁背後に国内ターミナルを建設する方向性が決定をされております。

その後の経過としまして、長崎県対馬振興局港湾漁港課が進めており、新比田勝港国内ターミナルの施設規模、配置計画について、現在まで関係団体と3回の協議により計画案の手直しを重ねておりまして、4月ごろには整備計画促進協議会を開催する運びになると思われま

す。この際のオブザーバーの招集の問題でございますが、この協議会開催に当たりまして、本会の目的達成のために規約の中には規定はございませんが、オブザーバーの招集については全くもって問題はないというふうな考え方をしております。

次に、舟志、峰港の関連でございますが、不開港の利活用という問題でございます。比田勝港の舟志地区、さらに峰港湾からの木材積み出し港として行政が積極的に推進する考えがあるかとの御質問がございました。現在も峰港から木材の輸出はあっておりますが、実績が少ない状況でありまして、市が国、県などの機関に開港並みの条件整備を働きかけようにも実績が少ない状況で難しいところがございます。

輸出入の実績を積み重ねることによりまして、国、県に対応への協議ができると思う次第であります。

以上でよろしいですかね。答弁で漏れている分についてはまた御指摘いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） では、順番が前後しますが、国際交流拠点の方の③番目の比田勝港湾整備促進協議会のあり方についてなんですけども、オブザーバーのことにしましては全く問題がないという形でお答えになったのは、それは呼ぶという方向が問題ないのか、それとも今のメンバーで問題ないとお答えになったのかちょっとはつきりしませんので、とりあえずその点だけ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 新たにそのときどきの計画の課題を詰めるに当たって、専門的な知識を有してある方とか、ステイクホルダー等がいらっしゃればオブザーバーとして参加していただくことには何ら問題はないという意味でございます。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） それでは、漂着ごみの方についてなんですけど、計画策定までの経緯についてよくわかりました。その経験を重視し、短期間にたくさんの漂着ごみをとるためにはこの方法、これがよかったと私も思っています。

それで、改善策ということについてどう考えていらっしゃるかお聞きしたんですが、その点についてはちょっと回答がいただけなかったようです。

そこで、例えばですよ、1万円の今、日当があつてますけども、その中から2,000円でもプールして次の清掃時のトン袋の代金に充てるとかそういうことは可能なんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 補助事業の内容については私も詳しくは見ておりませんが、基本的にそういうプールするという事は不可能じゃないかというふうに思います。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） それでよろしいですかね、部長。なかなかそういうことは難しいということでした。

それから、計画策定までの経緯についてなんですけど、私もこのことについては大きな事業ですので興味がありまして、4月15日、それから5月14日、担当課にいろいろと話を、去年のその段階から聞きにいつてきました。それで、5月21日に活性化センターの住民生活課長との打ち合わせの中で、地区や漁業、漁業関係者、あるいは業者の中から委託先を選定し、施行・発注を各センターに任せたいというふうな話もお聞きしておりました。その際、ボランティア団体にも何らかの形で協力をお願いしたいというふうな回答をいただいていたかと思えます。

そこで、来年度、NPOやボランティアを活用する回収方法も部分的にでも採用するつもりがあるかどうか、答弁を求めます。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 現時点において、先ほど答弁させていただきましたが、法と補助事業の方針等に乖離が見られる、これが改善をされないのであれば、その点はなかなか難しいのかなど現時点においてはですね、いうふうに思います。

1月30日のあのような記事を受けて、当然、国のほうにも流れていってるはずですから、国のほうもそのあたりの自分ら——自分らって言ったら失礼かもしれませんが、国においてつくられている法律をどのように事業に反映させていくかということに腐心されるはずですので、新年度の状況を見たいというふうに思います。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 今答弁いただいたのは、このグリーンニューディール基金を利用している形はなかなか難しいという答弁であったかと思うんですが、現在、NPO等も平たく言うと、この事業に遠慮をして活動が今滞っているところがあります。それで、一部の海岸でもそういう活動の芽がせつかく始まったわけですから、漁業集落の委託契約のところから外して、その芽を育てていくという考えはあるかどうか、お聞かせください。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） NPOの方々のお気持ちと、まさしく利害関係になってしまっている漁業集落の方々との調整がどのようにつけていけばよいものかというふうに思います。

決して集落のほうも拒んであるわけでもなく、今までもNPOの方々もやってくださって、

そのとった量によってどうのこうのというのがそんなにないという部分があるじゃないですか、回収量がイコールということではないからですね。だから、集落の方々も喜んでいただけると思うんですが、新聞報道に出ておりましたように、日当というものが定着したときにNPOの考え方と離れていくと、これでは国のほうも行政側としても、いつまでもそれを続けることは不可能だと。だから、プラットフォームが必要なんだというふうなお話だったろうと思いますが、まさしくそうなんです、これから先そのあたりの組み立てをしていかないと、恐らくいつかの、どこかの時点ではごみがまたたまり始めるんじゃないかというふうな気持ちに至っております。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 確かに法のほうの不備でなかなか難しいところはあると思いますが、現在、この事業をやる際には、NPOやボランティアを支援することということがある意味、条件つき契約みたいな形だと思われませんか、ある意味ですね。そうだとはいっきり言えません。ボランティアを活用しなければ、この基金の求めに——基金の法のほうですね、求めに応じた手法とは言えない、条件つき不履行ではないかというふうな形も考えられますので、法は法として、何か協働でNPOを活用できる方策を考えていきたいと思いますが、御協力はお願いできるでしょうか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 市民の皆さんと一緒に物事を進めていくのが今の市政のあり方だと思っております。市民の皆さんというのは、当然そこには新たな公共と言われるNPOがそこに含まれているのは当然のことです、そういうふうな考えを持っております。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 今、市長から市民という言葉が出ました。ある議員が質問に立つときに、七百何十人の私に投票してくれた方のために頑張りますと言ったときに、市長は答弁の中で、その方だけじゃなくて、すべての市民のために頑張りたいというふうな言い方をされたときがありました。自分に批判的な方も、それから無視している方も市民です。一緒になって考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

またちょっと問題点というか、よくわからないところがあるんですが、現在の手法では、委託された集落に消費税の支払い義務が生じてくるのではないかという懸念もあっているようですが、その辺はどういうふうな考えられていますか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私、そこまで押さえておりませんので、担当部長のほうに答えさせます。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） 今お尋ねの消費税の件なんですけども、市と漁業集落と委託契

約を結ばさせていただいております。それで、そこに先ほどから出ています日当の1万円というのは、各個人に支払われておるわけですが、この支払われている、受領された方々の申告のありようによって、そこら辺は変わってくるんじゃないかと理解をしております。

直接的に支払われた集落もございますが、先ほど一部話が出ておりました1袋につき2,000円の報償金という部分について、分配されたところがあればそうでないところも、いろいろケースが違うんで一概に私のほうからしなさいということは言いにくいんですけども、基本的消費税というのは、いただいた方の預かり税ですから、それを申告にもって返されると。ただし、消費税の場合、多分私の知識の中では、金額の制限がございまして、このニューディール基金で得た集落がまとめて得る場合は、1,000万だったと思うんですけども、それをクリアしてないんで申告が必要かと思っておりますけども、各個人がそれぞれに分配いただいたということであれば、個人の申告の中で消費税としては発生しないんじゃないかという理解をしております。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） ありがとうございます。なかなか難しいところだと思いますので、よく整理して質問があったときには的確にお答えいただけるようお願いいたします。

それから、ボランティアについても、話し合っていく中でまた活動していただくようにしていきたいという答弁をいただいたようですので、そのボランティアを活用する場合、回収したごみは行政で責任を持って引き取っていただけるのかどうか。それは一般廃棄物としてなのか、それとも産業廃棄物としてなのか、明確にして答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） 御指摘のごみの性格の問題でございますけども、基本的に民間団体ボランティアでやられた場合にあっては、一般廃棄物という解釈で立っております。ただし、事業発注によりボランティア、またはNPO団体等が受託をされて事業をされる場合は、産業廃棄物ということになります。そこら辺がなかなか難しいんですけども、事業としてなりわいをやった場合は、産業廃棄物と御理解いただきたいと思っております。

それと、次の一般廃棄物として回収いただいたごみについての受け入れなんですけども、基本的に一般廃棄物は市町村の責任において処理するように位置づけられております。それは間違いないところなんですけども、ただ御承知のように、対馬市の回収ごみは海洋性のごみが大半でございます。海洋性ということになれば、長時間潮に、海水にさらされておるということで、塩分をもものすごく含んでいるというのが実情でございます。これは一般廃棄物、安神のクリーンセンターで一般廃棄物だから処理できるじゃないかという御意見もあろうかと思っておりますけども、この海洋性でございますので、塩分を含んだものを燃やしてしまうと、塩の塊が炉の中に発生します。それで、その塊が発生することによって、炉の処理能力が落ちることは、これは間違いないことで

す。そうすると、クリーンセンターの改修費がかかります。改修どころか、一般生活から出されるごみについても処理ができないという事態が予想されます。そうなってきた関係で、現在、市としましては改修したごみについては、一般廃棄物ではあるが、安生のクリーンセンター等での処理は行わないという方針で処理をしております。

だから、発泡スチロールでできるものは中部の中継センターで極力というか、装置を利用して処理をしたいが、そうでないものについては、入札、産廃の処理運搬に関する法律等がございますが、それに基づいた入札を発注して実施をしていきたい。

だから、ことしの場合につきましては、1度入札はしておりますが、3月の15日に残りの箇所2カ所の入札を予定させていただいて、島外搬出という形で処理をさせていただきたいと考えております。そこら辺御理解いただければ幸いですと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） では、平たく言えば、海洋性一般廃棄物は集めた時点では一般廃棄物であるが、行政が預かった段階で産業廃棄物として取り扱わなきゃいけないように変わってしまうという理解でよろしいですか。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） なかなか説明が難しいところなんですけども、もう一度一般廃棄物の定義だけ申し上げますが、民間団体、ボランティアが活動により回収したごみは、一般廃棄物でまず御理解ください。例えば民間団体ということになります。この方々が、今回みたいに市からの作業を委託されて収集されたものについては、産業廃棄物扱いとなります。

だから、ボランティア団体、NPO等さんがやられたら、ものによっては産廃、一廃ということと分かりますので、なかなか説明が個別で物ごとに説明していかないと、なかなか理解がいただけない部分があるかと思いますが、基本的には先ほど申しましたように、一般と産廃は事業系か一般系かということで御理解いただければと思います。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） よくまた整理をして御説明いただきたいと思います。

それでもう1点、これからNPO、ボランティア等のごみ拾い、海岸清掃も話し合う中で、取り組まさせていきたいという答弁のようでしたので、その場合、ボランティア等が回収してきたものについて、ボランティア自体で処理をしなければいけないのか、責任を持って行政のほうで預かっていただけるのか、その点だけはっきり答弁いただきたい。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、長郷泰二君。

○市民生活部長（長郷 泰二君） 今御指摘の点なんですけども、今対馬市内において海洋廃棄物関係の処理できる施設を持ち合わせておりません。これは、前ちょっとさかのぼった話になろう

かと思えますけども、NPOの方々が漂着ごみを1,200トン集められて、小浦のほうに一時堆積されておりました。これについてもいろいろ苦慮されてたみたいなんですけども、最終的にはニューディール基金で市のほうで最終処分までやらせていただいております。

そういうことで、回収したからといって処分までを一般ボランティアに求めるというのはなかなか、逆にボランティアの芽を摘む、そういう材料になりかねないという理解をしておりますので、ここらは一概にここでこうだという結論は無理ですけども、実はニューディール基金の23年まで延長になっているんですが、24年度以降の新規事業につきまして、環境省のほうから職員の派遣依頼が来ております。

というのは、どういった形でやってきたかという経過報告と、今後どういったことが必要なかという検証のための委員会をしたいから、ぜひ対馬市からもだれか派遣いただけないだろうかという要請が来ておりますので、今御指摘の問題点、課題点、今後市として必要な施設、何なのか、そこら辺を検証した上で職員の派遣を考えております。

だから、必ずしも一般ボランティアでやられたものが、すべてが最後まで責任を持ちなさいという考え方は持ち合わせておりません。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） それでは、今問題になっている回収ごみの処分方法についてなんですけれども、今、前処理施設のほうは発泡スチロールの分は稼働を始めているという状況のようですが、その他の回収ごみの処理がいまだに島外に搬出しなければならないという、多額の費用がかかっております。

そこで、産官学共同で全国で多数の研究がされているようです。ほかの自治体にも来島いただいて、対馬でその研究成果による装置のコンペ等を開催してはどうかと思うんですが、市長の見解をお聞かせください。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 済みません、話は聞いてたんですが、どういう機械とか、どういうものをコンペションにかけるという、おっしゃったのちよっと理解できなかったものですから、申しわけありません。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 担当課長にはちょっとお渡しはしていたんで、通じてるかと思ったんですが、可動式の油化装置を研究している団体が幾つかあるようです。ただ、大手のメーカーの話によると、なかなかそれは実験段階ではいいかもしれないが、実用的かどうか疑問が残るというような話も聞いております。

ただ、今、これだけ処分に困っているわけですから、私たちの市だけでなく、たくさんの自治

体も困っていると思います。どういう装置があるのか、それを購入しようかどうか迷っているところもあります。たくさんこういう装置が今開発されているようですので、それぞれのところの東京モーターショーとか、ああいうのがあっているように、それぞれの機械の展示場みたいな形を対馬で行うのはどうだろうかというふうに思っているんですが、いかがですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 確かに、可動式の油化装置ですね、そういうのは開発されているとは聞いておりました。恐らく今年に対馬においてデモンストレーションするんじゃないかなあと 생각합니다。それ以外にもどんどん開発は進んでいるよという脇本議員の御指摘です。確かに海ごみの最前線の対馬において、それをやっていく価値は、逆に開発者のほうも十分にあるのかなと、メリットはですね、思います。

いろんな種類の海ごみが漂着しておりますので、その用途ごとの機械とかいうふうな特性もあるかと思っておりますので、そのあたりのことは実現、可能性が決してゼロとは思えないアイデアだなと拝聴しました。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） ぜひ検討のほうよろしく願いいたします。

それから、長崎大学の名誉教授の指摘にありましたボランティアの活用について、そのヒントが沖縄県の石垣島に、ヒントとなるような取り組みがありましたので、紹介させていただきます。

沖縄県は、県主導で協議会を開催し、民間団体との連携を1年かけて整備しているようです。その協議会に参加している「石垣島沿岸レジャー安全協議会」の役員、大堀さんから情報をいただきました。沖縄では、対馬と異なり、漂着ごみ回収に携わっているNPOやボランティア組織が数多く存在するという事です。興味深いのは、組織の多くは漂着ごみを回収することを主たる目的とする組織ではないということです。ブルー・ツーリズムを業として営む人たちのグループや、マリレジャーを楽しむサークル、サンゴを守ろうというボランティアグループ、PTA、地元のミニFMラジオリスナーのグループなどに、「海LOVEネットワーク」という組織が、ビーチクリーンアップ情報をホームページやメールで、各種グループや個人に配信し、漂着ごみ回収活動を展開しているようです。

「海LOVEネットワーク」のような各組織のプラットフォームになるような組織が対馬にもできれば、漂着ごみ回収のみならず、飛躍するようですが、まちづくりにも応用できるのではないのでしょうか。

そして、プラットフォームの構築については、次の点についても考慮に入れた準備を提案します。

今国会に、「市民公益税制改革法案」と「NPO改正法案」が提案される予定です。NPO議員連盟所属の木内代議員から提供を受けた情報です。この2法案は、認定NPO法人に寄附をし

た市民に、税制優遇を与え、従来のお上が税金を吸い上げて地方に配布するという縦の流れだけでなく、新たに市民間で資金の横の流れを促進することを目的としています。現在「ふるさと納税制度」でも、使用目的を指定することはできますが、行政の予算に上積みされるものではなく、ただ充当されているだけという感覚は否めません。新しい制度により、寄附を行えば丸ごと指定したNPOの活動資金となるので、ふるさと納税制度と比較にならないほど大きな資金の移動が始まることが予測できます。受け皿となるNPOの設立を促進し育成するなど、新制度施行前にこれらの準備を始めてほしいと思います。

アフリカの民主化運動のかぎとなったフェイスブックは、アメリカで爆発的拡大を遂げた要因として3つのキーワードが上げられています。リアル、つまり実名と顔写真を公開することで真実性を保つこと。クール、シンプルで格好いいこと。そしてムーブファースト、素早く対応すること。しかも、素早い対応とは問題が起こって対処するのでは間に合わない、次に何が起こるか予測して事前に対処を講じ始めることが重要です。先ほど燃油の件と一緒にだと思います。港湾整備計画についても、継ぎはぎだらけのものにならないように、事前に準備を伴ったムーブファーストを期待して、今回の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（作元 義文君） これで、1番、脇本啓喜君の質問は終わりました。

.....

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。再開を3時10分に行います。

午後3時00分休憩

.....

午後3時09分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 本日の最後でございます。よろしくお願いいたします。

私は、12月の定例会の折に一般質問の中で、特に北部対馬の振興について、市長にいろいろお話をしてみたいというふうな思いで、その内容をいろいろ書いて準備していたんですが、すっかり時間の都合で十分事ができなかったことを含めて、本日通告をいたしております。ただいまから市政一般質問を行います。

12月定例会におきまして、北部対馬の振興について取り上げておりましたが、時間切れに終わりましたので、再度質問をさせていただきます。

次に、対馬市建設工事等指名審査委員会の基準設定についてお尋ねをいたします。

同規程中、第5条3項には、一般競争入札の実施及び制限つき一般競争入札における制限内容設定に関することと記載されておりますが、平成22年度における島外業者の選定基準は、建設